

4 県税等決算額とその基準財政収入額との比較

(単位 千円)

区 分	平成23年度 県税収入決算額 (現年課税分) (A)	平成23年度 基準財政収入額 (B)	(B) × 100/75 (C)	比較(A) - (C)
県 民 税	460,756,313	(401,102,674) 396,461,374	(467,763,997) 461,084,882	(7,007,684) 328,569
{ 個 人	413,435,782	(370,674,708) 367,512,764	(426,616,566) 422,486,736	(13,180,784) 9,050,954
均等割及び 所得割	406,073,455	365,513,456	419,820,992	13,747,537
配当割	5,902,741	(3,822,406) 1,431,318	(4,927,625) 1,908,424	(975,116) 3,994,317
株式等譲渡 所得割	1,459,586	(1,338,846) 567,990	(1,867,949) 757,320	(408,363) 702,266
{ 法 人	40,579,754	26,393,170	35,190,893	5,388,861
利子割	6,740,777	(4,034,796) 2,555,440	(5,956,538) 3,407,253	(784,239) 3,333,524
事 業 税	152,850,294	121,170,838	161,561,117	8,710,823
{ 個 人	17,670,855	14,767,861	19,690,481	2,019,626
{ 法 人	135,179,439	106,402,977	141,870,636	6,691,197
地 方 消 費 税	163,425,196	(125,353,219) 61,930,200	(164,384,832) 82,573,600	(959,636) 80,851,596
不 動 産 取 得 税	25,755,508	19,804,878	26,406,504	650,996
県 た ば こ 税	18,623,831	11,313,692	15,084,923	3,538,908
ゴ ル フ 場 利 用 税	1,679,833	(1,240,335) 375,801	(1,754,908) 501,068	(75,075) 1,178,765
自 動 車 取 得 税	11,130,701	(10,489,533) 1,968,154	(12,490,409) 2,624,205	(1,359,708) 8,506,496
軽 油 引 取 税	37,287,213	(28,217,412) 15,310,471	(37,014,574) 20,413,961	(272,639) 16,873,252
自 動 車 税	96,769,700	73,049,346	97,399,128	629,428
鉦 区 税	7	6	8	1
固 定 資 産 税	-	-	-	-
小 計	968,278,596	(791,741,933) 701,384,760	(983,860,400) 867,649,396	(15,581,804) 100,629,200
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	99,106,865	75,370,116	100,493,488	1,386,623
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,030,853	1,994,115	1,994,115	36,738
石 油 ガ ス 譲 与 税	111,237	108,364	108,364	2,873
地 方 道 路 譲 与 税	9	0	0	9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,715,793	0	0	1,715,793
小 計	102,964,757	77,472,595	102,595,967	368,790
合 計	1,071,243,353	(869,214,528) 778,857,355	(1,086,456,367) 970,245,363	(15,213,014) 100,997,990

備考1 県税収入決算額及び基準財政収入額には、臨時特例企業税及び狩猟税を含まないものである。

2 県税収入決算額のうち個人県民税、法人県民税及び法人事業税については、標準税率相当額分である。

3 県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税及び軽油引取税の基準財政収入額については、市町村への交付金分が除かれているが、決算額との対比を行うため、本表においては控除前のものを()書きで記載した。

4 地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の(C)欄は、(B)欄の額を記載した。

5 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税を含んでいる。